

広島県告示第八百四十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定によつて、同法による医療扶助のための医療を担当する機関として、次のものを指定した。

平成十九年八月六日

広島県知事 藤 田 雄 山

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
わたなべクリニク	呉市焼山中央二丁目九―四六	平成一九年七月一日
中山クリニク	呉市安浦町中央二丁目二―六	平成一九年七月二二日
医療法人社団 藤井医院	尾道市因島重井町六三〇九	平成一九年七月一日
大田整形外科	廿日市市廿日市二丁目五―九	平成一九年六月一日
わたなべ眼科	廿日市市宮内四丁目一―一六	平成一九年六月四日
田中歯科医院	府中市上下町上下二〇五四―一〇	平成一九年六月五日
ホーム薬局	呉市安浦町中央二丁目二―六	平成一九年七月一日
さいとう薬局	呉市海岸二丁目二―七―一〇二	平成一九年七月一日
株式会社 東城本郷薬局	庄原市東城町川西四三六―三	平成一九年二月一日
医療法人社団 川岡医院	呉市音戸町波多見一丁目二八―二六	平成一九年五月一日